

## 子ども・子育て支援新制度市民説明会を開催します

本パンフレットに記載の新制度の概要や仕組みについての市民説明会を開催します。

### 第 1 回

日 時：平成26年10月8日（水）  
18:30～20:00

会 場：府中グリーンプラザ 6階  
大会議室 \*定員150名

### 第 2 回

日 時：平成26年10月11日（土）  
10:00～11:30

会 場：府中駅北第2庁舎 3階  
会議室 \*定員90名

内 容：子ども・子育て支援新制度の概要及び保育所・幼稚園等の利用に関すること

申込み：事前申込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。  
（参加人数の状況により入場制限を行う場合があります。）

その他：駐車場はありません。  
当日の託児はありません（お子さまの同席は可能です）。



# 「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年度から本格スタート！



平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づく国の新たな子ども・子育て支援の仕組み（「子ども・子育て支援新制度」）が、平成27年4月に本格スタートする予定です。

### ～こんな取組を進めます～

- ◆質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供の推進
- ◆保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大
- ◆地域における子ども・子育て支援の充実

### ～市町村の役割～

市町村は新制度の実施主体として、質の確保された給付・事業の提供や計画的な教育・保育施設等の提供体制の確保・基盤整備等の役割を担うこととなります。

### ～新制度に向けての準備～

- ◆府中市子ども・子育て審議会の開催  
平成25年7月に「府中市子ども・子育て審議会」を設置し、新制度の施行に向けて、新たな計画の策定や新制度に対応した仕組みづくりのための各種検討を行っています。
- ◆「府中市子ども・子育て支援計画（仮称）」の策定  
平成27年度～平成31年度の5年間を計画期間とした、府中市の子ども・子育て支援施策に関する新たな計画の策定作業を進めています。この計画には、平成25年度に実施した市民意向調査の結果に基づき算出した各事業のニーズ量と確保方策などを記載します。
- ◆各種基準の策定  
新制度で創設される地域型保育事業の認可基準や、施設・事業の運営基準、保育の必要性の認定基準などについて、国が示す基準を踏まえて、策定作業を進めています。

### 主な問合せ先

- 新制度全般（審議会・計画）、市民説明会に関すること  
子ども家庭部子育て支援課 TEL 042-335-4192
- 保育所・幼稚園等の利用に関すること  
保育支援課コールセンター TEL 0570-00-0419
- 学童クラブに関すること  
子ども家庭部児童青少年課 TEL 042-335-4300

平成26年9月  
府中市

# 子ども・子育て支援新制度は、「子どものための教育・保育給付」の創設と

## 子どものための教育・保育給付

教育・保育給付には「施設型給付」と「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担（応能負担）により賄われる仕組みとなっています。

施設型給付の対象

### 幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

\*幼稚園は設置者の判断により、新制度に移行するか否かを選択できる仕組みとなっています。

### 保育所（0～5歳）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設です。

### 認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況に関わらず利用できます。

\*現在、府中市内に認定こども園はありません。今後、「府中市子ども・子育て支援計画（仮称）」に基づき、認定こども園に対する市民のニーズや施設設置者の意向を踏まえて対応していく予定です。

地域型保育給付の対象

### 地域型保育（0～2歳）

少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う、新たな市の認可事業です。

- ・家庭的保育（定員5人以下）
- ・小規模保育（定員6～19人）
- ・事業所内保育（企業などの事業所内の施設）
- ・居宅訪問型保育（個別ケアが必要な場合）

これらの施設等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。新制度では、市が認定する3つの区分に応じて、各施設等の利用先が決まります。

※東京都認証保育所等の認可外保育施設は新制度（教育・保育給付）の対象外となります。また、市内に既存する家庭的保育事業や事業所内保育事業は、市が新たに定める基準等を満たす必要があるため、新制度開始時点（平成27年4月）で、全ての事業所が新制度（教育・保育給付）の対象となるものではありません。

3つの認定区分

### 1号認定

教育標準時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 教育を希望
- 利用先：幼稚園、認定こども園

### 2号認定

（保育の必要量）  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園

### 3号認定

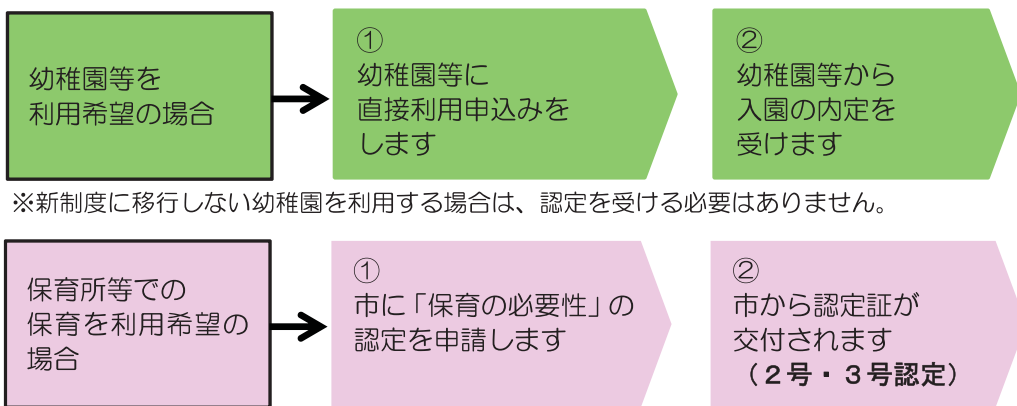
（保育の必要量）  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

- 子どもが満3歳未満
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

○2号・3号認定は保育の必要量に応じて、保育標準時間・短時間に区分

※「保育の必要な事由」…保護者の就労など

利用の流れ

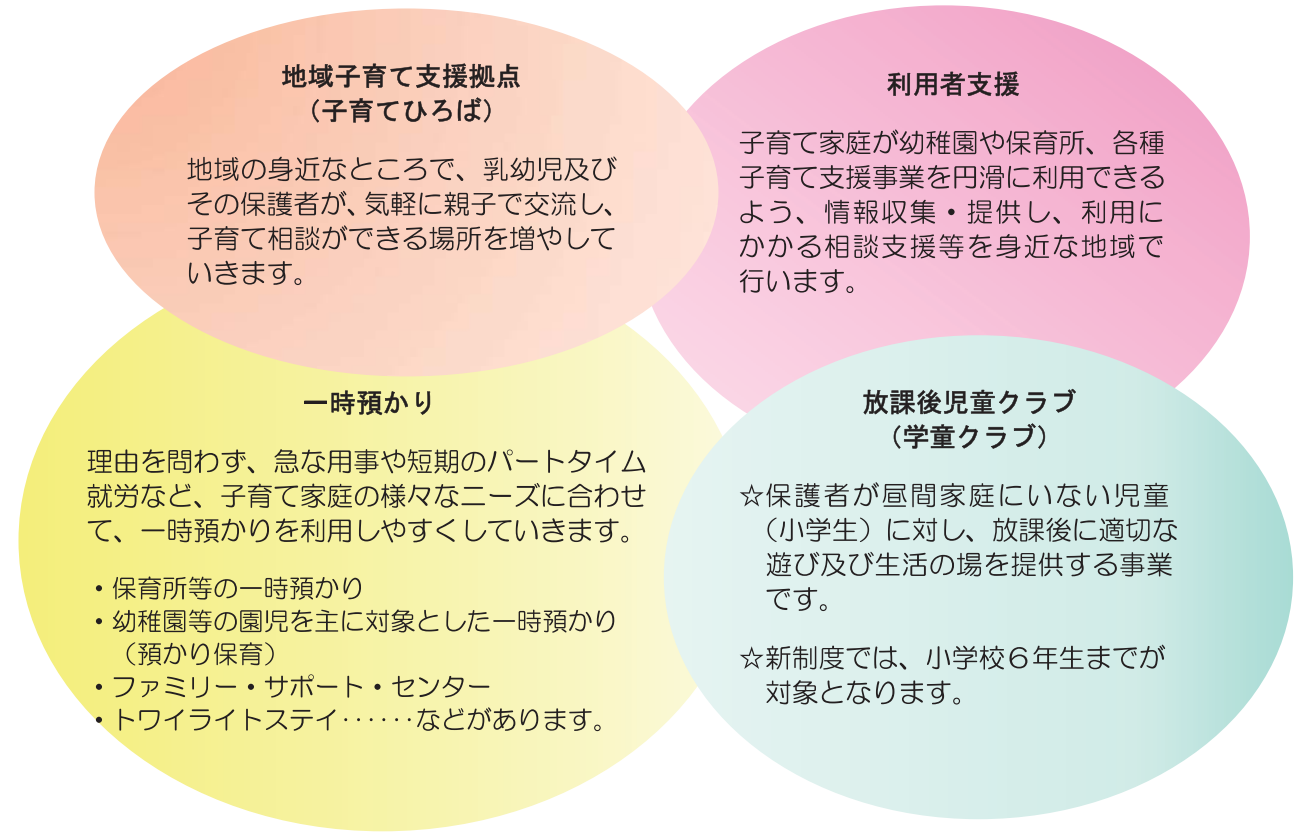


※保育所の平成27年4月入所については、①と③を同時に申請していただきます。

# 「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図る制度です。

## 地域子ども・子育て支援事業

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するために、身近なところで利用できる地域の子育て支援を充実していきます。



このほか、延長保育、病児・病後児保育、ショートステイ、妊婦健康診査、新生児訪問、育児支援家庭訪問が、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられますので、今後も継続して事業を実施していきます。

利用者負担（保育料）

新制度における利用者負担（保育料）は、保護者の所得に応じた負担が基本となります。また、認定区分と保育の必要量（2号・3号認定のみ）によって利用者負担（保育料）の額が異なります。

新制度の様々な支援にかかる利用者負担（保育料）の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

